

南九州市告示第54号

南九州市税事務相談員への会計管理者の事務の一部の委任について

南九州市税事務相談員臨戸収納等事務処理要領（平成19年告示第21号）第2条により、地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第2項の規定に基づく会計職員として、下記南九州市税事務相談員を任命したので、同条第4項の規定により告示する。

記

1 南九州市税事務相談員

上村 孝治：委嘱期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

令和8年4月1日

南九州市長 塗 木 弘 幸